

2020年度地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な  
開発目標の達成に向けた取組の推進事業）の取扱いについて（案）

I. 基本的な考え方

1. 本補助金は、「SDGs未来都市等募集要領」のとおり、「SDGs未来都市」に選定された都市・地域が実施する取組のうち、特に先導的な取組として認められた「自治体SDGsモデル事業」（以下「モデル事業」という。）について支援するものである。

モデル事業として、成功事例を広く普及展開することにより、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を浸透させることを通して、地方創生の更なる深化を目指している。

2. モデル事業については、他のモデルとなる成功事例とするため、有識者の支援も得て定期的に取り組の進捗管理を行い、その達成度について明確にする。

II. 自治体SDGsモデル事業とは

SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指す。

III. 補助金交付金額・対象経費について

1件あたりの補助額は、以下の1及び2を合わせた3,000万円を上限とする。

1. 「全体マネジメント・普及啓発等経費」

(1) 補助金額・補助率

1件当たり2,000万円を上限とした定額補助

(2) 対象経費

- ①モデル事業を実施するために、多様なステークホルダーと連携するための体制づくりや計画策定に要する経費、及び選定都市が行う取組を域内や他の地域に広く発信するための普及啓発に要する経費を対象とする。

- ②具体的な対象経費の例は以下のとおりとする。

- 事業構想、計画策定のための経費
- 事業推進主体組織形成経費
- 外部人材招聘経費、その他関係する人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 普及啓発イベント開催経費

## 2. 「事業実施経費」

### (1) 補助金額・補助率

1件当たり事業費2,000万円（国費1,000万円）を上限とした定率補助  
（補助率1/2）

### (2) 対象経費

①モデル事業に位置づけられた取組の一部であり、モデル事業の実施のために必要不可欠な事業経費と認められるものを対象とする。

②具体的な対象経費の例は以下のとおりとする。

- 事業設備、機械装置導入経費
- 施設の新築・増改築等の事業拠点整備経費
- 試作・実証経費
- 人材育成経費
- システム開発経費

## 3. 対象とならない経費

(1) 本補助金は、先述のとおり他のモデルとなる成功事例を創出するためのものであるため、モデル事業の実施に必要な不可欠な経費に充当するものであり、「全体マネジメント・普及啓発等経費」、「事業実施経費」共に、地方公共団体が当然負担すべき経常的経費等は原則として対象外とする。

また、SDGsの推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

(2) 具体的な対象外経費の例は以下のとおり

- 用地の取得や造成に要する経費
- 人件費（申請団体の職員の人件費）  
※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。
- モデル事業に直接関係の無い会議（学会、講演会等）の参加のための旅費
- 既存施設の単なる修繕や維持管理に要する経費

- 地方公共団体が当然備えているべき機器、汎用性の高い備品など（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- モデル事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- その他、モデル事業の実施に関連性のない経費

#### 4. 国による他の補助金等との関係

- (1) モデル事業の推進においては、本補助金の交付に加えて「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」により支援していくものであり、対象経費を明確に切り分けた上で、「地方創生推進交付金」を含めて、他の国庫補助金等も組み合わせて有効活用することが推奨される。
- (2) その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本補助金の対象とはしない。

#### IV. モデル事業の支援期間について

本補助金は、2020年度当初予算で計上したものであり、本補助金による支援は、交付決定（2020年7月下旬頃）から2020年度内に執行される予定の事業を対象とする。

#### V. 事業内容の変更について

本補助金の申請を行い交付が決定された場合で、事業の執行途中においてその事業内容を変更しようとする場合は、必ず、事前に内閣府地方創生推進室宛に速やかに相談すること。実際に変更を行う場合は本補助金に係る変更申請だけでなく、SDGs未来都市計画書の変更も必要となる。

#### VI. スケジュール（予定）

6月	交付申請受付開始
6月～7月上旬	事前相談期間
7月中旬	申請書提出期限
7月下旬	交付決定

(以 上)